

取り扱わないもの

これらのものは、施設での受入・処理はできませんので、次の方法で処理してください

- ①購入店や施工業者に処理を依頼する。
- ②お住まいの町役場の廃棄物担当課で処理方法等を確認し、処理する。

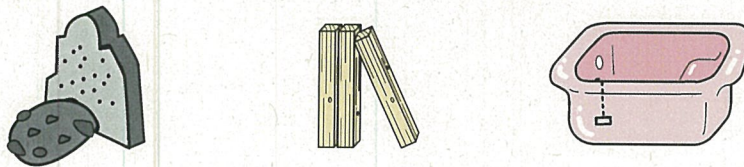
・危険物……………ガスボンベ、廃油（食用油を除く）、火薬、塗料、シンナー、劇毒物・農薬及びその空容器、注射針などの医療用器具（在宅医療用器具は除く）など



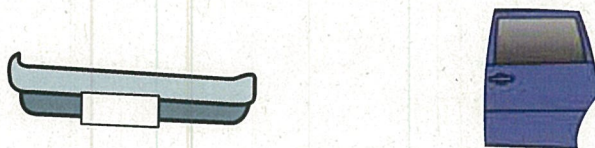
・土砂類……………土、石、砂、焼却灰（燃えがら）など



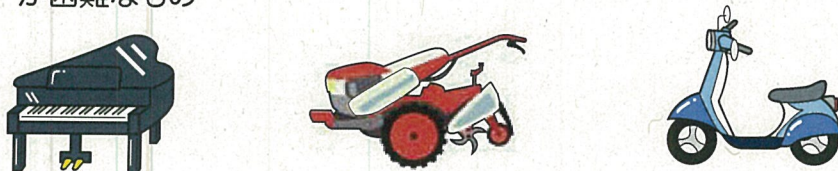
・建築廃材……………コンクリート、石膏ボード、木くず（柱など）、壁紙、屋根材、サイディングボード、グラスウール、浴槽、温水器、便器、浄化槽など



・自動車部品… 車両と一体の部品（バンパー、ドア、マフラーなど）
※チャイルドシート、キャリアなどは受け入れできます。



・その他……………ピアノ、農業用機械、農業用ビニール、バイク、産業廃棄物、その他処理が困難なもの



※産業廃棄物については、栃木県産業廃棄物協会（028-632-5575）にお問い合わせください。